

専攻科福祉専攻履修規程

平成元年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第56条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

2 本学専攻科を修了し介護福祉士の資格を取得するための学科履修は、学則第25条から第27条までの規定及びこの規程の定めるところによる。

（履修科目及び単位数）

第2条 本学専攻科を修了し介護福祉士の資格を取得するためには、次の表に定める科目及び単位を修得しなければならない。

領域	授業科目	単位数		修了要件単位数 及び時間数
		必修	選択	
人間と社会	社会の理解Ⅰ 社会の理解Ⅱ	2	2	52単位以上 1,205時間以上
介護	介護概論	2		
	介護の基本Ⅰ	1		
	介護の基本Ⅱ	2		
	介護の基本Ⅲ	1		
	レクリエーション技術	1		
	総合生活演習	1		
	コミュニケーション技術Ⅰ	1		
	コミュニケーション技術Ⅱ	1		
	生活支援技術Ⅰ	3		
	生活支援技術Ⅱ	4		
	生活支援技術Ⅲ	3		
	介護過程総論	2		
	介護過程演習Ⅰ	1		
	介護過程演習Ⅱ	1		
	介護過程演習Ⅲ	2		
介護過程演習Ⅳ		1		
介護総合演習Ⅰ	1			
介護総合演習Ⅱ	1			
介護実習	6			
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	2		
	認知症の理解	4		
	リハビリテーション論		2	
	障害の理解	2		
	こころとからだのしくみ	4		
医療的ケア	医療的ケア	4		

（履修の手続き）

第3条 前条表の授業科目を履修するためには、その科目の授業（講義・演習・実習を含む、以下同じ。）を受講しなければならない。

第4条 授業科目を履修しようとする者は、学期の始めに所定の受講手続きにより、受講票を担

当教員に、履修登録票を教務課に提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなくて所定の期間内に、受講票及び履修登録票を提出しない者は、受講することができない。
- 3 受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは、原則として認めない。

(試験)

第5条 授業科目の単位を取得するためには、その授業科目の授業を受講し、かつその試験に合格しなければならない。

- 2 試験に合格しなかった場合は、その科目の単位を取得するためには、再受講しなければならない。ただし、再試験の受験が許可されて単位を取得する場合はこの限りではない。
- 3 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「指定規則」という。）に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、「介護実習」については5分の4）に満たない者は、当該科目の試験を受けることはできない。

第6条 試験は学期末毎に行う外、臨時に行うことができる。その決定はその科目の担当教員が行う。

- 2 試験は研究報告・調査報告等を以て代えることができる。
- 3 実習については、前項の規定にかかわらず、その科目独自の方法を以て行うことができる。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 1 試験を受けようとする科目を、その学期に履修しなかった者。
- 2 試験を受けようとする科目の授業において、出席時間数が第5条第3項に規定する時間数に満たない者。
- 3 授業料その他の納付金が未納の者。
- 4 受験中に学生証を所持しない者。
- 5 試験開始後、25分以上遅刻した者。

(成績の評価)

第8条 成績評価は第6条に定める試験によって行い、これには授業中における小テスト、授業への取り組み姿勢、レポートや課題の提出などの結果を加味することができる。

第9条 学則第27条に定める学習の評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

- 2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

「F」の評価を受けた者は、単位の認定はできない。

- 3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語		左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達

		成レベル) を示したので、合格に値する。
70～79点	B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績 (達成レベル) を示したので、合格に値する。
60～69点	C	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績 (達成レベル) を示したので、合格とする。
59点以下	F	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績 (達成レベル) を示さなかった。

- 4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数 (Grade Point) で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数 (Grade Point Average) を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

(不正行為)

第10条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取消す。この決定は教授会の審査を経て行う。

(追試験)

第11条 正当な理由によって試験を受けることのできなかった者については、審査の上、1回に限り追試験を行うことができる。

- 2 追試験願は、試験終了後所定の期間内に教務課に提出しなければならない。
- 3 追試験願には、受験できなかった理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。

(再試験)

第12条 試験の結果、不合格となった科目については、再試験願を提出することができる。ただし、再試験を受験できる科目は5科目以内とする。

- 2 再試験の成績評価は、60点を限度とする。
- 3 再受験を許可された者は、所定の期日までに、所定の再試験料納入しなければならない。
- 4 一旦納入した再試験料は返還しない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2条は平成3年度入学生から適用する。
3. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
9. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
10. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
11. この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日に在籍する学生から適用する。